

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 52 年に国民年金に任意加入し、付加保険料も一緒に納付してきたが、申立期間の前後は付加保険料を納めているのに申立期間の 3 か月分の付加保険料のみを納めないはずは無く、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 10 月 12 日に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料と付加保険料は A 市役所 B 出張所で納付したとしているところ、申立人は、オンライン記録上、52 年の任意加入後は 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで申立期間を除きすべて国民年金保険料及び付加保険料を納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる上、申立期間の前後の付加保険料はすべて納付済みとなっており、申立期間の 3 か月のみ付加保険料を未納とするのは不自然である。

また、申立人の、申立期間前の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間については、A 市役所保管の被保険者名簿により、オンライン記録が付加保険料納付済期間として平成 20 年 10 月 22 日に訂正されており、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、A市在住時にB市役所の職員か委託の人かは分からないが3か月ごとに国民年金の集金に来ていた人に納付した。昭和49年4月から同年6月までの分が集金されたマークの上に棒線2本が引かれて未納になっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B市役所の職員か委託の人かは分からないが3か月ごとに国民年金の集金に来ていた人に納付していたとしているところ、当時、A市では推進員による保険料の徴収が行われていたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、昭和45年5月に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、49年4月に付加保険に加入し申立期間直後の49年7月から61年3月までの期間は付加保険料を含む保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められ、3か月と短期間の保険料を未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、昭和 38 年 3 月から A 市役所 B 課でアルバイトとして勤務し、同時期に A 市役所にて国民年金に任意加入した。A 市役所には 39 年 3 月まで勤めていたが、その間はずっと母に自分の保険料を預けて、家族の保険料と一緒に自治会の納税組合を通じて納めてもっていた。

申立期間②については、昭和 45 年 3 月に C 社会保険事務所（当時）を退職した後、将来の年金受給を考えて 45 年 5 月に A 市役所にて国民年金に任意加入し、間を空けることなく自治会の納税組合を通じて保険料を納めてきた。

申立期間①が未加入及び申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 38 年 3 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料をその母に預けて、家族の保険料と一緒に自治会の納税組合を通じて納付してもらっていたとしているところ、オンライン記録に申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号（*）とは別の国民年金手帳記号番号（*）で、39 年 2 月から同年 5 月までの国民年金加入記録があり、申立期間当時同居していたその父及び母の申立期間①の国民年金保険料はすべて納付されている上、D 市では、昭和 38 年度から平成 13 年度

までにかけて、E組合による集金制度があったことが確認できるため、その主張に不自然さはみられないことから、申立期間①のうち、39年2月から同年5月までの期間の保険料は納付されたものと推認できる。

一方、申立期間①のうち、昭和38年3月から39年1月までの期間については、申立人の年齢は19歳であり、国民年金に加入できない期間であることから、当該期間の保険料を納付していたとするのは考え難く、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、ほかに当該保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和45年5月に国民年金に任意加入し、間を空けることなく自治会の納税組合を通じて国民年金保険料を納付したとしているところ、45年5月に国民年金に任意加入して以降、申立期間②を除き、その前後の期間を含め保険料をすべて納付しており、3か月と短期間の申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②当時、申立人の夫はF組合に勤務し、安定した収入があったことから、申立期間②の保険料を未納とする経済的事態は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月から同年5月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までのうち未納となっている8か月の期間及び39年12月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月までのうち8か月間
② 昭和39年12月から40年3月まで

申立期間①については、A地に住んでいた時、母が国民年金に加入し、C区の集金人に納付したので、未納となっていることに納得できない。

申立期間②については、昭和39年に会社を退職してから私がA地区にあるB区の出張所へ行き、国民年金の事務及び保険料の納付をしているはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A地に住んでいた時、その母が国民年金に加入し、B区の集金人に保険料を納付したとしているところ、申立期間①当時同居し、申立人の保険料をあわせて納付したとするその母は、同期間について納付済みであり、申立人のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

また、昭和36年4月からB区の職員が出張検認をしていたほか、A地区にはCと呼ばれる自治会組織があり、申立期間①当時に国民年金の集金業務を行っていたことが確認できたことから、B区の集金人に納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①は8か月と短期間であり、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の母は、昭和36年4月に国民年金に任意加入し、以降保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かつ

たものと認められる。

2 申立期間②については、申立人が昭和 39 年に会社を退職してから A 地区にある B 区の出張所へ行き、国民年金の手續及び保険料の納付をしたとしているところ、39 年当時には確かに A 地区に B 区の「D 出張所」が存在し、国民年金の加入及び保険料納付が可能であったことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②は 4 か月と短期間であり、申立期間②後は保険料をすべて納付している上、厚生年金保険に加入していた会社を退職した直後において、1 か月当たり 100 円であった申立期間②の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までのうち未納となっている 8 か月の期間及び 39 年 12 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日： 昭和2年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間： ① 昭和44年4月から同年6月まで
② 昭和60年6月から61年3月まで

申立期間①については、妻が昭和35年ころ、国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、第4種被保険者資格喪失後、妻が国民年金へ再加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していた。両期間とも未納とされていることに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その妻が昭和35年ころ、国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は35年10月1日に夫婦連番で払い出されており、その妻は申立期間①の保険料が納付済みになっていることから、申立人のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間①は3か月と短期間であり、申立期間①前後は納付済みである上、申立期間①の保険料を納付したとするその妻はすべて保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間②について、申立人が第4種被保険者資格喪失後、その妻が、

国民年金へ再加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、オンライン記録では、申立期間②は無資格期間であり、申立人が保持している国民年金手帳の「国民年金の記録（１）」には、国民年金へ再加入手続をしたとする形跡が見られない上、申立人は既に他界しており保険料の納付に関する証言が得られないことから、申立人の国民年金への再加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から平成2年6月まで
② 平成2年10月
③ 平成13年3月から同年7月まで

8歳の時に両親と一緒にA国に移住した。昭和63年9月に帰国し、B市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に勧められて国民年金にも加入した。保険料は納付書に現金を添えてC社会保険事務所（当時）か信用金庫で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その前後の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、その時点で納付が可能な申立期間②が未納であるのは不自然である。

また、申立期間②は1か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和63年9月にA国から帰国し、B市役所で国民健康保険の加入手続時に勧められて国民年金にも加入し、保険料は納付書に現金を添えて納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年7月ころに払い出されており、払出時点からすると申立期間①の大部分は時効により納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、国民年金保険料は結婚後夫婦別々に納付したとしているが、申立期間③は夫婦共に未納となっている。

また、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から40年2月まで

就職するまでは親の勧めもあり、将来のためにと思い、国民年金保険料が毎月100円であったところにA市役所（現在は、B市役所）で私か母が国民年金の加入手続をし、母が申立期間の保険料のほとんどを同市役所において納付してくれた。昭和40年3月初めころに就職が決まり、私が同市役所へ国民年金手帳を持参して、国民年金被保険者資格の喪失手続をした際に持参した手帳かどうかの記憶が曖昧だが、手帳の数ページを切り取られた記憶がある。その際にさかのぼって保険料を納付した記憶もある。その後数ページを切り取られた手帳が返送されてきた。その切り取られた数ページ分の手帳記録が未納とされているとしか考えられず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料が毎月100円であったところにA市役所で申立人か申立人かその母が申立人の国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立期間当時の保険料額（1か月100円）と一致している。

また、申立人は、国民年金被保険者資格の喪失手続をした際に、さかのぼって国民年金保険料を納付した記憶もあるとしているところ、A市役所の国民年金窓口では、過年度の納付書を発行していたことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月に払い出されていることから、申立期間は過年度納付することが可能であり、申立人の申述には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間のころの国民年金については、父親が私と兄の二人分の保険料を納付してくれたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人及びその兄の国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているところ、申立人及びその兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、その兄の納付記録は納付済みとなっている。

また、申立人の申立期間のころの納付記録は、厚生年金保険の資格の得喪を繰り返しているが、その都度国民年金の手続を適正に行い、保険料を納付しているのが確認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 53 年 2 月に国民年金に加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を未納無く納めてきたはずだ。58 年 4 月に A 市から B 市へ引っ越し、申立期間の保険料はどちらで納付したか定かではないが、A 市では近所の出張所か銀行で、B 市では銀行か口座振替で保険料を納付していると思う。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に未納が無く、国民年金の任意加入期間について申立期間を除いてすべて付加保険料を納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していることが特殊台帳により確認でき、納付意識の高い申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで
20歳になったころ、父親がA市役所で国民年金の加入手続きをしてくれた。手帳には昭和48年3月まで納付の印が押されており、その後は納付組合の支会長に納付書を渡し、農協の口座から納付手続きをしていたと記憶している。申立期間のみ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころその父が市役所で国民年金加入手続きを行ってくれ、保険料は自分で納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、昭和44年7月ころに払い出されていることが確認できること、及び支会長に納付書を渡していたとする納付方法は当時行われていた方法と符合していることから、申立人の申述に不自然さは無い。

また、申立期間前後は納付済みであり、当時の同居家族のうち国民年金に加入していた申立人の母の保険料は納付済みとなっていることから、6か月と短期間である申立期間の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

A株式会社を平成元年9月30日に退職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日も同日となっている。

事業主から申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる退職金等明細書を提出するので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職金等明細書及び退職証明書、B株式会社が保管している人事発令簿、C組合の回答並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間にA株式会社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る退職金等明細書の9月分厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人

に係る同年 9 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年12月から7年11月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②における被保険者資格の喪失日は平成8年1月12日であると認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月1日から7年12月21日まで
② 平成7年12月21日から8年3月13日まで

株式会社Aに平成6年12月1日から8年3月12日まで勤務していた。厚生年金保険被保険者記録では、申立期間①について標準報酬月額が実際の給与と違っている。また、申立期間②については、勤務していた8年3月まで厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、調査の上、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年12月21日より後の8年1月16日に、申立人を含む15人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、6年12月1日から7年12月21日までの期間の標準報酬月額が9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成7年7月、同年10月及び同年12月の給与明細書には厚生年金保険料として2万3,100円が控除されていることが確認でき、この金額は標準報酬月額28万円に対応した保険料と一致する。

これらの事実から判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ平成7年12月21日までであり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、申立期間②において法人格を有していたことから、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同日以降の平成8年1月16日付けで、上記1の標準報酬月額^{そきゆう}の遡及減額訂正処理日と同日に処理されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録は、離職日が平成8年1月11日となっていることから、申立人が同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成8年1月12日とすることが必要であると認められる。

また、当該期間の申立人の標準報酬月額については、上記1による訂正後の株式会社Aにおける平成7年11月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

3 一方、申立期間②のうち平成8年1月12日から同年3月13日の期間については、申立人の勤務実態は確認できず、かつ、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料も無いことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和60年3月、株式会社Bに社名変更）における資格喪失日（59年12月29日）及び株式会社Bにおける資格取得日（60年8月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を59年12月は20万円、60年1月は16万円、同年2月から同年5月までの期間は20万円、同年6月は17万円及び同年7月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月29日から60年8月1日まで
株式会社Aに昭和58年1月22日から61年10月31日まで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者記録では、昭和59年12月から60年7月までの厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。

申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和58年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、59年12月29日に被保険者資格を喪失しており、その後、60年8月1日に株式会社Bで再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録では、申立人が株式会社Bで昭和58年1月22日に被保険者資格を取得し、61年10月31日に喪失したことが確認でき、途中で離職した形跡は無い。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間においても厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、株式会社Bの申立期間当時の役員は、「申立人に厚生年金保険に未加入の期間があったことは覚えている。また、私自身の記録にも未加入期間がある。しかし、会社の経営については事業主が独断で行っており、私には分からない。従業員の給与についても事業主が取り扱っていた」旨の回答をしている。

なお、事業主からは、「会社も倒産し、自身も破産宣告を受けており、かつ、当時の資料も無く何も覚えていない」旨の回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の控除保険料又は報酬月額（給与総額）から昭和59年12月は20万円、60年1月は16万円、同年2月から同年5月までの期間は20万円、同年6月は17万円、同年7月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年12月から60年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から44年4月20日まで

昭和44年4月20日、結婚のためA株式会社B支店をいったん退職したが、同年6月ころには同社C支店に再就職した。

社会保険庁（当時）の記録では、昭和44年11月に脱退手当金を受け取ったことになっているが、C支店勤務中に受け取るはずは無い。第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人の所持する申立期間に係る厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給したことを示す表示が無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のままであり、氏名変更がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和44年4月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人は、昭和44年6月2日に再就職し、46年6月30日に離職していることが確認できるところ、申立人の脱退手当金は在職中の44年11月21日に支給決定されていることから、申立人が脱退手当金を受給する意思を有していたと

は認め難い。

加えて、脱退手当金を請求する場合、過去のすべての被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前に勤務した事業所についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 2674 (事案 1050 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和 36 年 4 月 1 日)及び資格取得日(39 年 1 月 1 日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

昭和 26 年に株式会社Aに入社し、42 年 9 月に退職するまで同社を辞めたことは一度も無い。また、社会保険事務所(当時)で、ほかの同僚についても同時期欠落期間があると言われた。

前回、記録の訂正は認められないとの第三者委員会の結論が出たが、新たに当時の雇用契約書が見つかったので再度申立てをする。再度調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、株式会社Aの当時の事業主(以下「事業主」という。)及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは認められるものの、i) 社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に不自然さが見られないこと、ii) 申立人と同時期に被保険者資格を喪失した申立人を含む 3 人について事業主が実態に即した届出を行ったと考えられること、iii) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無かったことから、平成 21 年 6 月 16 日付けの年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

しかしながら、今回再申立てに当たり新たな資料として提出された昭和 33 年 12 月 14 日に締結された雇用契約書により、申立期間も引き続き契約期間内であったことが確認できる上、前回とは別の同僚一人に照会したところ、「申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、申立期間の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社 A において申立期間の前後と雇用形態等に何ら変化無く継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚からは、「記録の無い間に健康保険証を返還した記憶は無い。申立人は、工場長であり、私たちの勤務形態に変更は無かった。」との供述が得られたほか、申立期間当時、副工場長であったとする同僚は、「申立人が工場長であり、私がある下で副工場長をしていた。私は厚生年金保険料を控除されていたので勤務期間中の厚生年金保険の加入記録がある。同じ社員として毎日 12 時間くらい働いており、副工場長の私が保険料を控除されているのに、工場長である申立人が控除されていないはずは無い。」との供述が得られた。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険に加入していたものが 32 人確認できたところ、31 人については、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、申立人が申立期間当時住んでいた B 区を管轄する C 社会保険事務所（当時）から、当該期間において申立人に係る国民年金手帳記号番号は払い出されていないとの回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と勤務年数及び年齢の近い同僚における申立期間当時の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立期間に係る保険料を納付する義務の履行については、確認できる関連資料は無いが、喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、

事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成11年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月31日から同年9月1日まで

株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日が平成11年8月31日となっているが、私が会社に提出した「退職願」は同日付けなので、資格喪失日は同年9月1日のはずである。また、厚生年金保険料は8月分まで合計12回控除されている。1日も早く記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aの給与明細書（平成10年10月から11年9月支給分まで）により10年9月から11年8月までの厚生年金保険料が控除されたこと、及び同年8月31日付け退職願（控え）により、月末に退職したことが確認できる。

また、B基金の被保険者記録は資格喪失日が平成11年8月31日とされているところ、雇用保険の被保険者記録は同年8月31日離職とされている。

さらに、元事業主のC氏は、申立期間について「保険料控除を行ったと思われる。」とし、「退職日が8月31日付けの退職願も受け取ったと思われる。」と回答したことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成11年7月の社会保険事務所（当時）の記録から47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行について事業主は、保険料控除は申立人の給与から行っていたと思われると回答しているところ、納付については回答を避けているが、事業主が届け出た資格喪失届を厚生年金基金及び社会保険事務所が、いずれも記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、平成11年8月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から17年8月までの期間は28万円、同年9月から18年10月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から18年10月まで

有限会社Aに勤務していたときの、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額と、給与支払明細書で控除されていた厚生年金保険の保険料額から算出される標準報酬月額に開きがある。調べて申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の控除保険料から判断すると、申立期間のうち、平成15年4月から17年8月までの期間は28万円、同年9月から18年1月までの期間及び同年3月から同年10月までの期間は26万円に、同年2月については、その前後の月の給与明細書の控除保険料により推認されることから、26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、今回訂正する期間において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年7月1日から15年4月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 53 年 2 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 6 月及び同年 7 月は 11 万円に、同年 8 月から 53 年 1 月までの期間については 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 25 日から 53 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで有限会社Aに勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金基金の加入記録が昭和 53 年 2 月 1 日までであるので申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 53 年 1 月 31 日以降の同年 3 月 1 日において、52 年 8 月の随時改定の記録を取り消し、資格喪失日を 52 年 6 月 25 日としていることが確認できる。

また、同名簿により、昭和 53 年 3 月 1 日において申立人と同様、4 人（事業主を含む）が 52 年 8 月の随時改定の記録を取り消し、資格喪失日を同年 6 月 25 日とされていることが確認できる。

さらに、B基金の加入員台帳の加入記録により、申立人は、昭和 53 年 2 月 1 日まで同事業所において同基金の被保険者であったことが確認できることから判断すると、申立人は有限会社Aに同年 1 月 31 日まで勤務していたものと認められる。

一方、事業主及び当時の役員からは供述を得られないため、申立期間

当時の状況について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が、昭和 52 年 6 月 25 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同基金の加入記録から 53 年 2 月 1 日であると認められる。

また、同名簿における訂正前の標準報酬月額記録及び同基金加入員台帳における標準報酬月額記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、昭和 52 年 6 月及び同年 7 月については 11 万円に、同年 8 月から 53 年 1 月までの期間については 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月17日から同年7月9日まで
昭和36年3月22日に株式会社AのC支店に入社して以来、継続して同行に勤務してきた。しかし、同社C支店から同社D支店へ転勤した時に厚生年金保険の加入記録が途切れ、39年6月17日から同年7月9日までの間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、昭和39年6月17日から同行D支店に転勤になったと申し立てているものの、同社同支店の開店日が39年7月9日であること、及び同僚5人は同社の転勤前支店に在籍のまま同社D支店の開設準備員として業務を遂行していたと供述しており、このことはオンライン記録で確認できることから、申立人も申立期間において同社C支店に在籍したまま同社D支店の開設準備業務に従事していたと認められ、申立人の同社C支店における資格喪失日に係る記録を39年7月9日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと供述しているものの、これを証明する資料が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 27 日

A株式会社に勤務していた平成18年7月27日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録において、この時の賞与の記録が欠如している。当該賞与について、控除された保険料に基づき厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社における賃金台帳から、申立人は、申立期間において、平成18年7月27日に支給された賞与額(50万5,238円)に基づく厚生年金保険料(3万6,077円)を、事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

しかし、申立人のオンライン記録の被保険者資格記録照会回答票(賞与記録)において申立期間に係る賞与記録が欠如していることが確認できる上、同社が提出した当該賞与に係る健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書には申立人の記載は無い。

また、日本年金機構B事務センターが提出した平成18年8月23日付け受付印のある、当該賞与支払届に係る健康保険厚生年金保険磁気媒体届総括票の届出内容一覧表において申立人の記載は無い。

さらに、同社は、申立人に係る申立期間の当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと供述している。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、

賃金台帳における厚生年金保険料控除額から 50 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人から控除した保険料を納付していないことを認めている上、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B事業所（現在は、C株式会社）における被保険者資格の取得日は昭和21年6月14日、資格喪失日は同年12月16日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年6月及び同年7月は150円、同年8月から同年11月までの期間は240円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月23日から同年6月13日まで
② 昭和21年6月14日から同年12月15日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。A株式会社B事業所には、昭和21年4月23日に入社して、工場でDの仕事に携わったので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人と生年月日が同じで同姓同名の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和21年6月14日に取得、同年12月16日に喪失）が確認できる。

また、事業主が発行した申立人に係る在籍期間証明により、申立人がA株式会社B事業所に、昭和21年4月23日から同年12月15日まで勤務していたことが確認できる。

さらに、事業主が提出した入社簿（昭和21年4月23日入社に係る名簿の抜粋）には、申立人及び申立人が一緒に入社したと記憶してい

る4人の同僚の入社記録があるところ、当該同僚は、21年6月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立事業所の事業主は、申立人が昭和21年6月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月16日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和21年6月及び同年7月は150円、同年8月から同年11月までの期間は240円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、事業主は、入退社簿以外に現存する資料は無いため、届出に関しては不明と回答しているが、事業主が提出した入社簿において、昭和21年4月23日に入社した申立人及び申立人が記憶している前述の4人の同僚が、同年6月14日に厚生年金保険の資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、入社と同時に厚生年金保険に加入させていない事情が推認できる。

また、昭和21年6月14日に資格を取得した複数の同僚に照会しても、資格取得前に保険料控除が行われたことを確認できる供述は無かった。

さらに、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで
株式会社AのB営業所における給与支払明細書によると、本俸が12万円でその他の手当は無く、ここから厚生年金保険料が控除されていたが、標準報酬月額が11万円になっている。標準報酬月額を11万8,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から11万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役（故人）及び元経理担当役員（故人）の供述が得られない上、元役員の一人名は、「10年前に会社を整理したので、申立期間当時の資料は残っていない。社会保険の届出や保険料の控除については、自分はわか

らない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB本社における資格取得日に係る記録を昭和23年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月から同年7月までの期間は600円、同年8月から24年4月までの期間は4,200円、同年5月から同年10月までの期間は7,000円、同年11月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月1日から24年12月1日まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録の欠落は、株式会社AのC支店から同社B本社への転勤によるものである。申立期間中も同社に勤務していたので、この期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB本社提出の人事経歴簿、定年退職者名簿、退職金慰労金算出表及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年に同社C支店から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aへの入社が申立人と同日で、申立人と同一の職種の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和23年2月から同年7月までの期間は600円、同年8月から24年4月までの期間は4,200円、同年5月から同年10月までの期間は7,000円、同年11月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社AのB本社では、保険料納付を裏付ける資料は無いが、申立期間に係る保険料を納付したと主張するが、仮に、事業主から

申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、申立期間に3回の標準報酬月額の随時改定の機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年2月から24年11月までの期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

昭和39年3月21日からB株式会社（現在は、株式会社C）に継続勤務していたが、申立期間の直前の被保険者記録における事業所は株式会社Aとなっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社C（株式会社Aは同社の関連会社）提出の人事記録、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、株式会社Cの申立人の同社における勤務時期に関する回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和42年8月の同事業所の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としているが、事業主が申立てに係る資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事

業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については7万3,000円、申立期間②については18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年8月31日

株式会社Aにおける平成18年12月及び19年8月支給分賞与に関する厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の株式会社Aにおける申立期間の賞与に係る給料（賞与）支払明細書、同社からの回答及び賃金台帳（平成18年及び19年）から、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該給料（賞与）支払明細書等から、事業主が控除した保険料額は当時の賞与額と保険料率に見合った金額ではないことが確認できるため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は実際に支給された賞与額の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額の範囲内でいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、事業主が控除したと認められる保険料額から、申立期間①に係る標準賞与額については7万3,000円、申立期間②に係る標準賞与額については18万2,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないとしており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については30万円、申立期間②については42万8,000円、申立期間③については45万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月31日
② 平成16年12月31日
③ 平成17年12月31日

平成2年10月ころからA株式会社で働いている。社会保険庁（当時）の知らせで申立期間を含む標準賞与額の記録が無いことが分かった。事業主に厚生年金保険の標準賞与額の届出を要求し、申立期間以外の時効が到来していない期間については事業主が保険料を納付したことにより記録が回復している。当時の給料支払明細書（賞与）を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主から提出された給料支払明細書（賞与）により、申立人は、平成16年7月31日、同年12月31日及び17年12月31日に、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、事業主が控除したと認められる保険料額から、申立期間①は30万円、申立期間②は42万8,000円、申立期間③は45万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、全申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞

与支払届を提出しておらず、全申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る全申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

昭和42年2月1日にA株式会社からC株式会社に異動したが、社会保険庁（当時）の記録によると、この時の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年1月31日となっていた。41年3月12日に入社したA株式会社（卸売り）は、当時、C株式会社（小売り）と分かれていたが、会社としては同じ企業グループとして人事交流もあり、総務及び経理は同一であった。給与台帳にあるとおり、42年1月はA株式会社において、同年2月はC株式会社においてそれぞれ厚生年金保険料を給与から控除されており、資格喪失日は同年2月1日のはずなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管している申立人の社員台帳、給与台帳兼所得税源泉徴収簿及び申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に申立期間に継続して勤務し、昭和42年2月1日付けでC株式会社に異動したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳兼所得税源泉徴収簿において確認できる申立人に係るA株式会社における昭和42年1月の厚生年金保険料控除額から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 1 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は25年8月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年6月から同年10月までは6,000円、同年11月から25年7月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から25年8月29日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社へ勤務したが、この期間の被保険者期間が欠落していることが分かった。継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和24年6月1日、資格喪失日を25年8月29日と社会保険事務所に届け出ていることが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できたことから、申立人の資格取得日及び資格喪失日の記録を24年6月1日及び25年8月29日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和24年6月から同年10月までは6,000円、同年11月から25年7月までは7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成4年8月及び同年9月は36万円に、同年10月から5年3月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年8月1日から5年4月21日まで

社会保険事務所(当時)からの連絡により、有限会社Aに勤務した期間のうち、平成4年8月から5年3月までの標準報酬月額が遡及訂正されており、実際の給料と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月及び同年9月は36万円、同年10月から5年3月までの期間は38万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、当該事業所が、代表取締役及びその娘以外の従業員が厚生年金保険被保険者の資格を喪失させた平成5年4月21日(処理日は、5年4月28日)の後の同月28日付けで、申立人及び同僚7人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年8月及び同年9月は36万円が、同年10月から5年3月までの期間は38万円の記録がそれぞれ取り消された上、15万円へと訂正されていることが確認できる。

また、申立人の同僚が所持する給与明細書から、減額訂正されている期間において、減額される以前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、「申立人は、一般従業員のBであり、処理に関与しておらず、遡及訂正の事実も知らされていなかった。」と供述してい

ることから、申立人は、当該処理に関与していないものと考えられる。

なお、C 社会保険事務所（当時）において滞納に係る資料等は保存していないが、事業主は申立期間当時に社会保険料の滞納があったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、^{そきゅう}遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年8月及び同年9月は36万円に、同年10月から5年3月までの期間は38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB支社における厚生年金保険の資格取得日は昭和34年3月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日の記録を同日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から同年3月17日まで

ねんきん特別便が届き内容を確認したところ、株式会社AのB支社での厚生年金保険の資格取得日が昭和34年3月17日と記録されていた。高校を卒業して新卒で入社したが、間違い無く同月1日から勤務していた。社会保険庁（当時）が発行した厚生年金保険被保険者証の資格取得日は同日と印字されており、納得できない。厚生年金保険の資格取得日を同日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る株式会社AのB支社におけるオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和34年3月17日と記録されているが、申立人が保管する厚生年金保険被保険者証の資格取得日は同月1日と記録されている。

また、事業主は、申立期間当時の厚生年金保険に係る関連資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る届出については、不明としているが、複数の同僚は、期間は特定できないものの、昭和34年3月17日より前から申立人が勤務していたと供述している。

さらに、申立人と同じく高校を卒業し、新卒として同事業所に入社した同期の同僚は9人いるが、そのうち、社会保険庁が発行した厚生年金保険被保険者証を保管している3人について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格の取得日は、昭和34年3月7日が一人、同月11日が一人、残る一人は、同月17日と記録されているが、厚生年金保険被保険者証の資格取得日は、3人共に同月1日と記録

されていることが確認できる上、事業主は新卒採用者の厚生年金保険の資格取得日は、同一日であるのが通例であると供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 34 年 3 月 1 日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和36年2月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年2月から同年7月までの期間は6,000円、同年8月から36年1月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月25日から36年2月25日まで

昭和34年にBに出て、募集があったので仕事に就いた。A株式会社では入社してもすぐに辞める人が多いので、同年9月に入社したが、健康保険証はすぐにももらえず同年12月にもらった。35年に会社の新年会があり、その夏は従業員として海に連れて行ってもらった。36年も新年会があり、同年初めごろにC地にあるD医院に行き、Eとのことですが手術入院し、退院後も治療に通ったので同年2月までは健康保険証を使っており、社会保険加入期間は2か月ではない。昔のことで資料は何も無いが、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間が1年間違っているのを調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間の記録が1年間違っていると申し立てしているところ、社会保険事務所（当時）が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和35年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同名簿には同年5月に行われた法改正の記載があるとともに、同年8月1日に申立人の標準報酬月額の随時改定が行われたことが確認できる。

また、同名簿において、被保険者資格喪失日が昭和35年9月1日前の

ほかの同僚に同年8月1日の標準報酬月額の随時改定が行われた記載が無い。

これらの記録を前提とすると、申立人は、昭和35年2月25日以後も引き続き同社において勤務し、厚生年金保険被保険者として同年5月から同年7月まで在籍し給与が支給されていたと認められ、申立人が同年2月25日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、「昭和36年初めごろに、C地にあるD医院でEの入院手術をして、退院後の治療にも健康保険証を使っており、同年2月までは保険料を払っていた。また、当時、D医院の近くにあるF歯科に歯の治療に通っていて、そこでも健康保険証を使った。」と供述しており、F歯科の医院長から、「当医院は、昭和34年に開業し、当時は親がやっていて、D医院は当医院の近くにあった。」との供述があるとともに、二人の同僚も、「申立人とは昭和35年2月ごろから36年3月ごろまで、A株式会社と一緒に同じ仕事をして勤務していた。」と供述していることから、申立人の供述の信憑性^{びよう}は高く、申立人は、35年8月1日以後も同社に在籍し、36年2月まで勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和36年2月25日に申立人がA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったのに対し、社会保険事務所は、当該届出書からの転記の際に、資格喪失日の「年」の記載を誤ったものと推認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年2月25日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の申立人の資格喪失日である昭和35年2月25日の前月の記録から、同年2月から同年7月までは6,000円、同記録における同年8月の随時改定の記録から、同年同月から36年1月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、平成18年6月から同年10月までの期間は36万円、同年11月から19年6月までの期間は44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18年6月及び同年7月は36万円、同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月から19年2月までの期間は36万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月及び同年6月は36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、18年6月及び同年7月は36万円、同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月から19年2月までの期間は36万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月及び同年6月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から19年7月1日まで
オンラインの記録では、株式会社Aの被保険者期間中の標準報酬月額が誤って記録されていた。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社Aにおける申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初17万円と記録されたが、当該期間に係る保険料

の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月に、18 年 6 月から同年 10 月までの期間は 17 万円から 36 万円、同年 11 月から 19 年 6 月までの期間は 17 万円から 44 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36 万円及び 44 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

一方、申立人が提出した給与明細書から、申立期間について、平成 18 年 6 月及び同年 7 月は 36 万円、同年 8 月は 44 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月から 19 年 2 月までの期間は 36 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月は 47 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 36 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなるが、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額は、申立期間のすべての月において、報酬月額から算定される標準報酬月額を下回ることから、申立期間の標準報酬月額については、平成 18 年 6 月及び同年 7 月は 36 万円、同年 8 月は 44 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月から 19 年 2 月までの期間は 36 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月は 47 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 36 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無いが、事業主が社員説明会において、実際に支払う給与額より低い額で標準報酬月額を届け出ていることを説明していたことが、当該説明会の記録により確認できることから、事業主は、当初、標準報酬月額を 17 万円とする届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月から38年3月まで
結婚してA地からB地に移った後、国民年金に加入した。国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付についてはすべて夫に任せていたが、申立期間の保険料については、夫が国民年金に加入後納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入及び申立期間当時の保険料の納付はすべてその夫に任せていて、その夫が加入した際に一緒に加入し申立期間の保険料も加入の際にさかのぼって納付されているはずだとしているが、国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は、昭和40年3月ころであり、その時点では、申立期間の保険料のほとんどが時効により納付できない期間となる上、申立期間の保険料を納付したとするその夫は、申立期間の保険料についての記憶が定かでないとしており、納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和32年9月から37年10月までの間、C村(現在は、D市)のEに勤め、厚生年金保険に加入又はF組合の組合員であったことから、申立期間のうち、当該期間は制度上、国民年金被保険者資格を得られない期間となっている。

さらに、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらず、申立期間の保険料を納付したとするその夫の保険料も同期間については未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年10月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和48年10月に出産のため会社を退社した直後、居住していたA市(現在は、B市)で国民年金に加入し保険料を納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和48年10月に当時勤めていた会社を出産のため退職した直後、居住していたA市で国民年金に加入し保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号及び年金手帳の記録から、国民年金の加入時期は52年11月と推定され、かつ、任意加入であることから、加入月から国民年金被保険者資格が取得できることになり、加入時以前である申立期間は納付できない期間となっている。

また、昭和52年11月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から12年1月まで

申立期間の国民年金保険料については、A銀行B支店にて口座振替により納付していたはずであり、納付方法についてそれ以外の明確な記憶が無いが、60歳の国民年金保険料の納付期間満了の直前の6か月を納付しないはずはなく、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A銀行B支店にて申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付したとし、それ以外の納付方法に明確な記憶は無いとしているが、申立人のA銀行B支店の「流動性預金取引明細表」によれば、口座から引き落としされているのは平成10年5月*日までであり、その後は口座に国民年金保険料の引き落としが可能な預金残高が無いことから、口座振替で保険料を納付するのは不可能である。

また、申立人は、60歳の国民年金保険料の納付期間満了直前の6か月を納付しないはずは無いとしているが、申立人は口座振替以外の納付方法に記憶が無いとしており、国民年金保険料の具体的な納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から47年8月まで
昭和48年*月に母が亡くなり、その葬式の席で、A市の従兄弟に母が私の国民年金保険料を納めてくれていたと聞かされ、その後、平成10年11月に仕事中に事故に遭い、右足を失い、障害年金を請求する際に母が支払ってくれていたと聞かされていた期間の保険料が未納となっていることを知った。当時、生活も苦しい中、自分のために保険料を納めてくれていたのに、その期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母の葬儀の席で、A市の申立人の従兄弟にその母が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと聞かされたため、申立期間の国民年金保険料は、その母が納付してくれていたはずだとしているところ、その母は昭和48年*月に亡くなっており、A市の従兄弟は現在所在が不明であるため、共に証言が得られず、申立人も保険料の納付に関与していないことから、申立期間当時の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和53年5月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年11月まで

妻が、長男の歯痛治療を受けた際、歯科医から「保険に入っていないと治療代が多く掛かる。」と言われたことをきっかけに、その後A市役所で私についての国民年金への加入手続を行った。その際、市役所職員から申立期間の国民年金保険料をまとめて払うように言われたので、約4万5,000円の現金を納付書に添えてその市役所窓口で納付した。ところが、オンライン記録には私の国民年金への加入の事実が確認できないとされた上、申立期間の国民年金保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻がA市役所で申立人についての国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人についての国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立人も国民年金手帳を所持したことは無いと申述しており、国民年金保険被保険者台帳（旧台帳）も無い上、A市の払出簿には申立人についての記録も無いことから、申立人が国民年金に加入したとする形跡はうかがえない。

また、その加入したとする動機が医者の治療費を安くしようとするものであったことから、申立人の妻は、国民健康保険への加入手続をしたものの国民年金への加入手続をしなかった可能性が考えられる上、加入手続の対象が国民年金であったのか、国民健康保険であったのか、又はその双方であったのかについての記憶も無く、納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立人の妻は、申立期間中のその妻の国民年金保険料を自宅

まで来た集金人に払った記憶があり、納付を示す印紙検認方式に基づく検認印がその妻の国民年金手帳に押印され、未納期間が無いことが認められるものの、その妻の分の納付の際、申立人の分と一緒に納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年5月から14年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、私がA市役所へ行き国民年金の加入をした後、保険料を数回払っているため、この期間の保険料を全く払っていないということはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所で国民年金に加入した後、同期間に保険料を数回納付した記憶があるので、同期間の保険料を全く納付していないということはありませんとしているが、オンライン記録にある申立人の国民年金加入勸奨履歴や氏名・生年月日変更履歴から推定できる国民年金への加入時期は平成15年2月から同年7月ころであり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人からさかのぼって納付したとする申述がみられない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 43 年 3 月まで

姉が経営する美容室で働いていた私は、20 歳になった昭和 39 年ころにその姉の助言で国民年金に加入し、少ない給料の中から国民年金保険料を納付していた。未納の通知や督促状も届いたことはなく、すべて納付しているはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 39 年ころに国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の 43 年 7 月ころに A 区において、その姉と連番で払い出されていることから、申立人の申述と異なる上、同区において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持している「国民年金保険料納付状況について」と表題のある B 部（当時）発行の書類では、昭和 45 年 11 月 30 日時点における昭和 44 年度までの国民年金保険料の納付状況が記載されており、申立期間はその当時の納付記録においても既に未納となっているところ、申立人はこの書面を受け取った当時、申立期間が未納となっていることについて異議を唱えた記憶はないとしていることから、申立人は、申立期間の保険料が未納となっていることを、その当時において既に認識していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の保険料額、納付方法及び納付間隔についての記憶が曖昧で納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 53 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 53 年 11 月まで
申立期間のころは、夫が A 社(現在は、B 社) C 支店に勤めていたことから、当該銀行で国民年金保険料の振込手続をしてくれたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が A 社の C 支店で国民年金保険料の振込手続をしてくれたはずであると主張しているが、申立人の夫は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後 8 人の任意加入者を調査したところ、すべての者が昭和 53 年 12 月に加入手続を行っていることから、申立人の夫は 53 年 12 月に申立人の国民年金の加入手続を行ったと考えられ、それ以前に国民年金の加入手続をしたとする形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年6月まで

昭和46年夏ころ、転職した会社が厚生年金保険に加入していなかったことから、A市役所で国民年金への切替手続をして、国民年金保険料もすぐに市役所の出張所で納付し始めた。B市に引っ越した時も、B市役所で住所変更手続をして、すぐに国民年金保険料を納付し始めた。申立期間のころは、子供も小さかったため、国民健康保険には必ず加入しているはずであり、国民年金のみ未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転職した昭和46年夏ころにA市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、引っ越した48年ころにB市役所で住所変更手続をして、いずれもすぐに国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、保険料の納付金額等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市において、申立人の国民年金加入記録及び保険料納付記録は確認できず、B市においては、国民年金被保険者資格取得日は申立期間後の平成15年3月21日となっている上、申立人は、申立期間について、国民年金手帳の交付を受けたか否かについての記憶が定かでなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から46年12月まで
申立期間の国民年金保険料は、口座振替の手続をした後に一括して納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和47年2月から同年3月ころと推定されることから、申立期間の一部期間は、時効により保険料が納付できない期間となり、特例納付によって納付することとなるが、A区に係る第2回及び第3回特例納付者リストに申立人の納付記録は見当たらない上（第1回特例納付者リストは作成されていない）、申立人は、納付時期、納付方法、納付場所及び納付額について、明確な記憶が無いことから、申立期間の保険料が納付されたと判断するには至らなかった。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から42年1月まで

私は、住み込みでAの仕事をしていた時に、事業主が国民年金の加入手続をしてくれて、集金に来た人に国民年金保険料も納付してくれた。今回、ねんきん特別便が来て未納とされていることが分かった。保険料は事業主が納付しているところを見たことがある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、住み込みで働いていたときの事業主が、国民年金の加入手続をしてくれて保険料も納付してくれたと主張しているが、その事業主は、従業員の国民年金の加入手続をしたことは無く、保険料も納付した記憶も無いとしており、その事業主の保険料は、申立期間は未納となっている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から平成 5 年 3 月まで

私は、勤務先の近くにあった A 社会保険事務所（当時）に年金の相談に行ったところ、申立期間が未納と言われた。国民年金保険料は、B 市の女性の方が集金に来ていたので納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、B 市の女性の方が集金に来たので納付したと主張していたが、その女性の方に偶然に会い聞いたところ保険料は集金していなかったと言われたことから、申立てを取り下げるとしていたものを、再び申立人自ら納付したと主張し、申述を変えて取下げを止めるなど、保険料の具体的な納付状況が曖昧なものとなっている。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納期間や免除期間が散在している上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から11年3月まで
平成9年2月ころA市役所で国民年金の加入手続をして、その後の保険料は3か月ごとにB銀行C支店や郵便局及びコンビニエンスストアで納付した。当時の保険料額は1か月1万3,000円ぐらいだった。
絶対に納付したものが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、B銀行C支店や郵便局及びコンビニエンスストアで納付したと主張しているが、平成9年9月に国民年金被保険者資格を喪失し、その後資格取得をした形跡がうかがわれないことから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 4 日から 32 年 5 月 1 日まで
オンライン記録では、有限会社A（現在は、B株式会社）の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、昭和 32 年 5 月 1 日となっているが、29 年春にC校（現在は、D校）に入学し、同校に通いながら同社に 30 年 1 月 4 日に入社し、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間に有限会社Aに勤務していたことは同僚の供述からうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と供述している。

また、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間当時夜学に通っていたので勤務時間も制限され、厚生年金保険には未加入だったかもしれない。」と供述し、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の給与からの控除について明確な供述を得ることができない上、同僚の一人は、「自分の記録では試用期間は3か月あったようだ。」と供述している。

さらに、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿における申立人の被保険者記録に訂正や不審な点は無く、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 6 月 12 日まで

株式会社Aには昭和 43 年 3 月 4 日から 47 年 4 月 30 日まで、そして、B社には同年 5 月 1 日から 49 年 6 月 30 日まで、それぞれ継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、申立期間の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社Aに継続して勤務していたと申し立てているが、申立人に係る同Aの雇用保険の離職日は昭和 46 年 12 月 31 日であり、C基金が保管する申立人の基金加入記録の脱退日は 47 年 1 月 1 日となっていることから、社会保険事務所（当時）が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と合致することが確認できる。

また、事業主は、「勤務していたことは間違いがないが、当時の人事記録などの関係書類が保管されておらず、勤務期間の特定ができない。」と回答しており、D組合でも、「資料の保存期限が経過しているため、確認ができない。」と回答している。

さらに、複数の同僚は、申立人が株式会社Aに勤務していたと供述しているものの、期間については、「不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務を確認することはできない。そして、同僚調査で回答のあった4人の同僚が記憶している自身の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、全員の退社日と

資格喪失日が合致していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間①について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人に係るB社の雇用保険の取得日は昭和47年6月12日であり、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と同日であることが確認できる。

また、元事業主は、「人事記録などの関係書類は事業所解散時に処分し、さらに、当時の経理部長も既に死亡しているため、申立てどおりの厚生年金保険の届出を行ったかどうかは不明であり、私自身、詳細については覚えていない。」と供述し、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認がとれないとしている。

さらに、複数の同僚は、申立人がB社に勤務していたと供述しているものの、期間については、「不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務を確認することはできない。そして、同僚調査で回答のあった4人のうち、二人の同僚が記憶している自身の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、入社日と資格取得日が合致していることが確認できる。なお、二人は、入退社日とも記憶が無いとしている。

加えて、申立人が、申立期間②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から30年5月1日まで
② 昭和31年9月1日から34年1月5日まで

申立期間について、A株式会社に父（元事業主）、兄と一緒に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。父や兄の記録はしっかりとつながっているにも関わらず、一緒に働いていた私の加入記録が確認できないことは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の兄及び弟の供述により、申立人が、A株式会社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和28年11月1日に資格を喪失し、30年5月1日に新たな記号番号で資格を再取得していることが確認でき、その記載に訂正や不自然な点は見当たらない。

また、所在の確認できた唯一の同僚に照会したが、回答が無いことから、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人の記録はオンライン記録と同一であることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人の兄及び弟の供述により、申立人が、A株式会社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

により、申立人が昭和 31 年 9 月 1 日に資格を喪失し、34 年 1 月 5 日に直前の喪失した時点の記号番号ではなく、当初の記号番号で資格を再取得していることが確認でき、その記載に訂正や不自然な点は見当たらない。

また、所在の確認できた同僚 9 人に照会したが、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）も確認したが、申立人の記録はオンライン記録と同一であることが確認できる。

加えて、申立人の母も昭和 28 年 9 月 1 日に資格を取得しており、申立人と同様に 31 年 9 月 1 日に資格を喪失し、34 年 1 月 5 日に資格を再取得していることが確認できる上、申立人の弟も 34 年 1 月 5 日付けで、初めて資格を取得していることが確認できる。

- 3 また、申立期間について、当時の事業主は既に故人であり、A株式会社にも申立人に係る人事記録、賃金台帳等はなく、雇用保険の記録も確認できず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月21日から33年4月1日まで
② 昭和33年5月6日から38年8月1日まで

社会保険事務所(当時)からの回答では、A有限会社を退職した後の昭和39年6月17日にB株式会社、C株式会社及びA有限会社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、自分が脱退手当金の請求をしたのは、最初に勤務していたB株式会社を退職したときであり、それ以外に脱退手当金を請求したことは無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社を退職する際、会社から説明を受けて脱退手当金を請求したと供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金の支給日は、B株式会社より後に勤務したA有限会社を退職した後の昭和39年6月17日であり、同日より前に脱退手当金の支給記録は無いほか、B株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていないなど、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、A有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には昭和39年3月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、B株式会社における被保険者期間と申立期間に係るC株式会社及びA有限会社における被保険者期間を合算

して支給されたこととなっている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 5 月 1 日から 45 年 2 月 15 日まで
③ 昭和 45 年 2 月 16 日から 45 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①にA区にあったB株式会社でC係、申立期間②はD市にあったを製造していた株式会社Fで事務員、申立期間③はG市のH株式会社の工場でIの仕事をしていた。

ねんきん特別便が来て、3社に勤務した期間の厚生年金保険を一時金で受給したようになっていたが、説明を受けたことも受け取った記憶も全く無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者の資格を喪失してから約7年間国民年金に加入していない申立人が申立期間①から③までの脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても請求し受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 3 月 21 日まで
(B 株式会社)

申立期間の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無い。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 7 月 27 日に支給決定されているほか、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には同年 5 月 27 日に脱退手当金の裁定庁算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から43年8月1日まで
同僚から「社会保険事務所（当時）に紙切れ1枚持っていくと、お金がもらえるらしいよ。」と聞いた記憶はあるが、社会保険事務所の場所も知らなかったし、手続のための書類を書いた記憶も無い。私は脱退手当金を絶対に受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年10月18日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月28日から42年9月6日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社で脱退手当金を受け取ったことになっているが、私が受け取ったのはB株式会社退職時である。受け取った金額は2万2,000円であり、それで指輪を買ったのではっきり頭に残っている。間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年10月12日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無い上、当該支給額は申立人が受領したという金額(2万2,000円)と一致しており、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立人は、B株式会社退職時に当該手当金を受け取ったとしているが、厚生年金保険法に基づき脱退手当金の受給権が発生するのは24か月以上の被保険者期間が必要であるところ、申立人のB株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者期間は14か月であることから、申立人は、脱退手当金を請求するための被保険者期間を満たしておらず、当該期間のみで脱退手当金を受給することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 11 月 4 日まで
② 昭和 41 年 10 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 10 月 20 日から 45 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 8 月 31 日から同年 12 月 24 日まで

申立期間①については、昭和 37 年 10 月に A 株式会社に入社し、39 年 11 月まで勤めていたが、被保険者記録回答票によれば、厚生年金保険被保険者であった期間が 37 年 10 月から 39 年 6 月までであり、同年 7 月から同年 10 月までの期間が空白となっていた。

申立期間②については、昭和 41 年 10 月に B 社に入社し、42 年 11 月まで勤めていたが、被保険者記録回答票によれば、厚生年金保険被保険者であった期間が 41 年 11 月から 42 年 10 月までで、41 年 10 月の 1 か月間が空白となっていた。

申立期間③については、昭和 44 年 10 月に C 株式会社に入社し、45 年 5 月まで勤めていたが、被保険者記録回答票によれば、44 年 10 月から 45 年 4 月までの期間が空白となっていた。社会保険事務所（当時）から該当事業所が無いという回答があったが、それはおかしい。

申立期間④については、昭和 45 年 5 月に D 株式会社に入社し、同年 12 月まで勤めていたが、被保険者記録回答票によれば、厚生年金保険被保険者であった期間が同年 5 月から同年 7 月までで、同年 8 月から同年 11 月までの期間が空白となっていた。

すべての申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚一人の供述により、退社日は特定できないものの、申立人が当該期間において A 株式会社勤務していたことがう

かがえる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、また、現在の事業主は当時の資料が無く不明と回答しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間①当時に勤務していた複数の同僚に、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、当該期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、また、現在の事業主は当時の資料が無く不明と回答しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間②当時に勤務していた複数の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、申立人と同様に複数の同僚も雇用保険被保険者資格の取得日から1か月又は2か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認でき、また、そのうちの一人は、当該期間に給料から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人は、当該期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和44年10月20日から45年5月1日までC株式会社に継続して勤務していたとしているが、同事業所は適用事業所名簿により、当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認でき、所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の保管も無い。

また、当該期間における雇用保険の被保険者記録も無い上、同事業所はE商工会議所への会員登録をしておらず、また、申立人は、同事業所がF地にあったと供述しているところ、日本電信電話公社（NTT）が発行している昭和45年のG地電話帳にH区に所在するC株式会社の記載が無いことから、事業主の居所について確認ができず、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間③当時に勤務していた同僚に確認がとれないため、申立人の同事業所にお

ける勤務状況や厚生年金保険料の控除の実態について確認することができない。

加えて、申立人は、当該期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録における離職日が昭和45年10月30日となっていることから、申立人が申立期間④のうち同日までD株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和45年10月30日以降の雇用保険の被保険者記録が確認できない上、当該事業所は適用事業所名簿により、同年11月1日以降、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と同様に雇用保険被保険者資格の喪失日が昭和45年10月30日となっている同僚が複数おり、そのうちの一人は、同年8月分の給料が払われず、事業主とも連絡がとれなくなったため自然と同事業所を辞めたので、同年8月以降厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

さらに、事業主は当時の資料が無く不明と回答しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、当該期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 上記のほかに、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月8日から29年2月20日まで

中学校を卒業後の秋（昭和24年10月ごろ）から親類が経営するA有限会社に勤務した。厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間が抜けている。その期間に退職や長期の休職をした覚えは無く、元の事業主に問い合わせても分からないとの返事だった。早急に被保険者記録の回復を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚調査の結果、複数の同僚の供述から、申立期間においてA有限会社に継続して勤務をしていたことが推認できる。

しかしながら、A有限会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類の確認ができない上、元事業主は療養中のため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

また、社会保険事務所（当時）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が当該事業所において昭和26年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、翌27年3月8日に喪失後（健康保険証返却の記録もある）、29年2月20日に再度資格を取得しており、訂正や不自然な点は無く、手続上適正に処理されていることが確認できる。

さらに、同僚の一人も、申立人やほかの同僚の供述により継続して勤務をしていたと推認できるところ、昭和26年8月1日に厚生年金保険の資格取得1か月後に喪失処理され、31年12月1日に再度資格を取

得したとする申立人と同様の記録があることから、当該事業所が何らかの意図を持って被保険者資格の喪失及び取得に関する届出を行っていたことがうかがえる。

なお、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持しておらず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 43 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間が厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。42 年 5 月 1 日から 44 年 2 月 25 日までは、株式会社 A で B の仕事をしており、同じ仕事をしていた同僚 3 人には被保険者記録があるのに、私一人が抜けているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A に昭和 42 年 5 月 1 日に入社し、44 年 2 月 25 日に退職するまで継続して勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、株式会社 A は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

さらに、申立人の記憶している同僚 3 人のうち生存している二人は、申立人は勤務していたとしているが、申立期間における勤務状況等については具体的な供述は得られなかった。

加えて、株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿から、当時、同社で勤務していた複数の被保険者に対して申立人の勤務状況等を照会したところ、申立人の記憶があったとした同僚はいたものの、申立期間に係る勤務についてはいずれも不明としている。

その上、上記名簿から申立人が昭和 43 年 1 月 1 日に資格を喪失し同年 7 月 1 日に再取得していることが確認できるとともに、健康保険の整理番号は、申立人でない被保険者に係る整理番号の二重払出しの取消しの記録があるものの、それ以外に欠番は無く、事業所別被保険者名簿の記載に不自然さはみられない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 20 日から同年 7 月 16 日まで
申立期間は、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務し厚生年金保険に加入していたが、当該期間の加入記録が欠けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 5 月 1 日に、A株式会社（現在は、B株式会社）で雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、B株式会社の人事関係業務を行っているとしている株式会社Cは、B株式会社及び同社から申立人が従事していた業務を営業譲受した株式会社Dには申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険適用及び保険料控除については不明としている上、同僚からも事業主による申立人の保険料控除について具体的な供述は得られなかった。

なお、株式会社C提出の労働者名簿の学歴欄には、申立人が申立期間の途中である昭和 28 年 3 月にE所（F科）を卒業した旨が記載されている上、同所の同級生である同僚の被保険者記録を確認したところ、申立人と同期間の欠落が認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和 28 年 2 月 20 日に被保険者資格を喪失し、同年 7 月 16 日に再度被保険者資格を取得しており、同記録はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2687 (事案 717 と事案 1497 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 7 月 31 日まで
保険料控除を確認できる給与明細等はないが、申立期間はA株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

今回、申立期間をA株式会社に働き始めた時点からに変更し、新たに同僚の供述(覚書)を提出するので再検討してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、前回申立てのあった昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 31 日までの期間については、同僚の供述等から、申立人が申立期間当時A株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、同社において当時の資料が既に処分されており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料等が見当たらないなどのことから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われており、また、同僚に対し、自身が記憶する入社日について聞いたところ、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致しておらず、入社から2年以上経過した後に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、同年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たに保険料控除を示す資料として、申立期間当時の同僚の覚書の提出及び同僚への確認を主張したが、当該同僚の供述等により申立人が勤務していたことはうかがえるものの、新たな申立期間(昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで)を含めて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと判断することはできなかった。

また、新たに別の同僚にも申立人の厚生年金保険料控除等について照会

したが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと判断できる具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立期間当時、A株式会社の事務所はB株式会社の敷地内にあったとしていることから、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

前回の申立期間については、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び新たな申立期間についても、上記のとおり、申立人の事業主による保険料控除を確認できるような事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 44 年 4 月まで

申立期間は、A 有限会社(現在は、B 株式会社)に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の申立期間当時の事業主及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、A 株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険適用等については不明としている。

また、申立期間当時の事業主は、申立人を外注扱いの臨時雇いで採用し社会保険には加入させていなかったと回答している上、複数の同僚からも申立人は、同様な採用であったこと、及び非正規社員が多数いたとの供述を得ており、申立人自身も忙しいから手伝ってくれと言われて働いたとし、正社員ではなかったかもしれないと供述している。

さらに、A 株式会社が雇用保険適用事業所になったのは、昭和 40 年 3 月 26 日からであるが、申立人の同社での雇用保険被保険者記録は無い。

加えて、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2691 (事案 425 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 20 日から同年 7 月 27 日まで

昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで、株式会社 A に勤務したが、同年 5 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。同年 7 月まで継続して勤務し、同年 5 月に退職した覚えは無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

私の記憶に何度思い起こしても間違いは無く、業務命令で自動車の運転免許を取得したこと及び株式会社 A 内で店員だけに通用する暗号を使用していたことを覚えているので、再度、調査及び審議をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち前回申立てのあった昭和 36 年 5 月 20 日から同年 7 月 20 日までの期間については、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる資料が無く、同僚から申立内容の事実を確認できる供述を得ることができないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

新たな申立期間(昭和 36 年 7 月 21 日から同年同月 27 日まで)を含めて、今回の申立期間について、株式会社 A の元事業主に再度照会したところ、元事業主は、同店内で店員だけに通用する暗号があったとしており、店員が自らの希望により自動車の運転免許を取得したこともあったかもしれないとしているものの、同社は既に解散しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、今回新たに照会した同僚から、具体的な勤務期間及び保険料控除についての供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

前回の申立期間については、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び新たな申立期間についても、上記のとおり、申立人の事業主による保険料控除を確認できるような事情は見当たらないことなどから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2693 (事案 896 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 13 日から 43 年 4 月 1 日まで
株式会社Aに昭和 39 年 4 月に運転手として入社したが、社会保険庁(当時)の厚生年金保険の加入記録が入社から約 4 年後となっているので、年金記録第三者委員会に対して記録訂正の申立てをしたところ、前回は認められなかった。

その後、新たな資料は何も無いが、入社直後から運転手とBの仕事も兼務したので、その年のお盆から給与が上がり、それまで給与から控除されていた厚生年金保険料を含めた社会保険料は 1,000 円であったが、その時に 200 円増えて 1,200 円になったことを思い出したので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述等から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できるものの、当該事業所は昭和 63 年 12 月に解散し、当時の事業主も亡くなっており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料等はない上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 43 年 4 月 1 日であることが確認できること、また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、45 年 2 月 1 日の資格取得となっており、申立期間の 22 か月後であることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、申立てに係る新たな資料は何も無いが、昭和 39 年 4 月に運転手として同社に入社したが、入社後にCの仕事も兼務したので、その年

のお盆から給与が上がり、厚生年金保険料を含めた社会保険料控除額が1,000円から1,200円になった記憶があると主張している。

しかし、当時の同僚の供述から、申立人は、運転業務が無いときにはBの仕事をしていたことは推認できるものの、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる新たな関連資料等はない。

また、当時の現場責任者であった同僚は、事業主は非常に頑固一点張りな人で、人の意見を聴くような人ではなく、申立人は、当時出入りが激しかった運転手だったため、いつ会社を辞めるかもしれないので、厚生年金保険にはしばらく入れてもらえなかったかもしれないと供述しているところ、同社に申立人と同じ運転手として申立人の後から入社したとする同僚は、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では確認ができない。

さらに、事業主の長女は、申立人は、昭和39年に自分が入社したときには、既に同社に勤務していたとしているが、社会保険庁の記録では、実際に厚生年金保険の被保険者資格を取得したのが、申立人が入社したとしている時期から約12年後の51年8月1日であることが確認できる。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A院の被保険者期間が1か月のみであった。以前から事務と看護助手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするA院の事業主（元院長）へ照会したところ、「申立期間については、臨時雇用（無資格）であり、当院は昭和の年代に廃院したため当時の書類はすべて廃棄、焼却し、申立てどおりの届出を行ったかは不明。また、保険料も納付したかは不明。」と回答している。

また、当時の同僚4人に照会したところ、3人は、「事務職として勤務していたことは分かるが、勤務期間、雇用形態は不明。」また、ほかの一人も「事務職として勤務していたことは分かるが、勤務期間は不明。」と回答している。

さらに、申立期間については、雇用保険の被保険者記録も無い。

加えて、申立期間当時、当該事業所には9人在籍していたところ、申立人及び事業主夫妻を除く6人のうち4人については、被保険者資格を取得した時点でB資格を有し、残る二人については正職員であったことが申立人及び同僚の供述により確認できることから、前述の事業主の回答と合わせて判断すると、当該事業所では、正職員ではない者及び無資格者については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

なお、申立人期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができ

ない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、株式会社Aに代表取締役として勤務した期間のうち、平成 5 年 8 月から 7 年 1 月までの期間の標準報酬月額の記録が相違しているため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していた株式会社Aは、平成 7 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 3 月 6 日に申立人の 5 年 8 月から 7 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額が 41 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役であったが、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかった上、厚生年金保険料の滞納についても不明としているが、当該事業所のほとんどの従業員が平成 4 年 8 月に被保険者資格を喪失し、残った申立人の兄である取締役も 6 年 7 月に被保険者資格を喪失し、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時は、申立人のみが厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理について関与していたものと判断される。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当ではなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 21 日から 36 年 5 月 1 日まで
中学校卒業と同時にA株式会社に就職し、1年遅れでB立高校定時制に進学した。2年ほどして通学に便利な有限会社Cに転職した。同社では台所用品を製造するD部に配属され、責任者のEさんの指示の元、先輩のFさんGさんと一緒に仕事をした。同社入社当初の期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、有限会社Cは既に事業を廃止し、当時の事業主の所在も明らかでないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に当該事業所の被保険者であったことが確認できた者のうち、所在の確認ができた同僚6人に照会し5人から回答が得られ、二人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたことはいかかわれるが、前述二人の同僚から厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることができなかった。

さらに、前述5人のうち申立人が当時専務取締役だったと記憶している者は、「申立人は、1年間は見習いで、その間は社会保険に入れていなかった。」と供述しており、同僚の一人も「中途入社で、1年以上してから社会保険に入れてもらった。」と供述しているが、入社当初からの社会保険加入を記憶している者もいることから、同社では中途入社に対する社会保険に関する扱いが各人ごとに異なっていたと推察される。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）からの連絡により、株式会社AでBとして勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっているが、この期間の給与月額は 30 万円くらいであったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 14 年 4 月から同年 9 月まで 11 万 8,000 円と記録されているものの、事業主は、申立期間に係る申立人の給与額（報酬月額）は月額 30 万円くらいを支給していたと供述していることから、当該給与額であったと考えられるが、申立人に係るC市の平成 15 年度（平成 14 年分）課税証明書に記載された社会保険料控除額（健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険）は 13 万 7,146 円であり、この控除額は報酬月額を 11 万 8,000 円として算出した額（25 万 1,466 円）より低額であることから、申立人が主張する 30 万円の給与額に基づく保険料額ではないことが推認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 4 月 1 日までが株式会社Aでの被保険者期間となっているが、B地の本店で2年くらい勤務し、その後C店や、Dビルオープン時に開店したE店でも勤務したので、実際は5年間くらい勤めていたはずである。事実と相違しているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aで勤務していたのは昭和 38 年 5 月から5年間くらいであり、その間ずっと寮に入っていたと主張している。

しかしながら、事業所の事業所別被保険者名簿で確認できる同僚に申立人の勤務状況について照会したところ、昭和 39 年 3 月 11 日に資格を取得し 41 年 7 月 31 日に同社を退職した同僚から、「申立人は、私が入社したときにはB地の本店に勤務しており、寮でも一緒だったが、F地の親類のG店を手伝うため退職したのを覚えているので、私より先に退職した。」との供述があり、資格取得日が申立人と同じ 38 年 5 月 1 日であり、41 年 10 月 31 日に退職した同僚からも、「申立人と同時期に入社し寮と一緒に入ったが、申立人が商売をしているF地の親戚のところに行くので退職したのを覚えている。」との供述があった。

また、申立期間である昭和 40 年 9 月に入社し、入社と同時に寮に入った二人の同僚は、「申立人を知らないし、寮にもいなかった。」と供述している。このことから、少なくとも 40 年 9 月には、既に申立人が同社を退職していたものと推認できる。

さらに、申立人は、「昭和 43 年 4 月ころに株式会社Aを退職し、その

後、F地でG店を営む叔母の家に転居しG店の仕事をした。」と供述しているところ、戸籍の附票から40年4月25日にH地に住所を定めていることが確認できる。

加えて、申立人は、「叔母のG店で仕事をするようになったときから国民年金に加入し保険料を納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録により、昭和40年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その上、元事業主は、「社会保険には全員加入させていた。会社が整理倒産の時に、資料等を廃棄したため、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができないが、申立人が勤務していたのは2、3年間であったと思う。」と供述しており、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで

A株式会社では、平成 2 年 10 月 4 日から 10 年 5 月 31 日まで厚生年金保険被保険者となっていたが、申立期間については、その前後の期間は 53 万円又は 59 万円である標準報酬月額の記録が、22 万円から 30 万円までの範囲の額になっている。当時は営業職としての歩合給があり、給与は高額で多額の厚生年金保険料を控除されていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社BのC支店の発行した申立人の給与振込口座の出入金記録によると、申立期間 42 か月のうち 40 か月についてA株式会社から給与振込が行われており、そのうち振込額が 60 万円を超えている 35 か月については、申立人に支払われていた給与が申立期間当時の最高等級である 53 万円又は 59 万円の標準報酬月額に相当していた可能性がうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のほかにも、申立期間における標準報酬月額が直前の月より 7 等級以上低下している 3 人の同僚が確認され、事情照会のできた一人から「説明を受けた記憶は無いが、前後の期間の標準報酬月額は営業職としての歩合給を含む総支給額で届け出られていたが、申立期間だけは、固定給のみに基づいて届け出られたと理解している。」との供述が得られた。

また、当該同僚の保管する給与振込口座の預金通帳には、申立期間に当該事業主からの給与振込が確認できる 36 か月のうち 27 か月について、50 万円を超える振込が記録され、20 万円から 26 万円までの範囲で記録され

ている標準報酬月額と給与支給額との差異が認められる上、同じ同僚の保管する平成7年7月の給与支給明細書には、厚生年金保険料1万6,500円、総支給額125万1,655円と記載されていることから、同月については当該同僚が、6年10月から7年9月まで20万円と記録されている標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当該事業所は破産宣告を受けており、申立期間当時の事業主からは「当時の記録は無く、社会保険事務は事務員に任せていたので、詳細を知らない。」と供述があったことから、当該事務員に確認したところ、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納を解決するため、申立人を含む数人の標準報酬額を低く届け出ていたが、保険料は届け出た標準報酬月額に見合う金額で給与控除していた。」との供述があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 22 日から 56 年 8 月 26 日まで
社会保険庁（当時）の厚生年金保険の被保険者記録では、当時デパートのA店にB株式会社から派遣され、C売場で勤務していたときの被保険者記録が無いので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B株式会社から派遣され、A店の売場に継続して勤務していたことは、当該売場において当時勤務していたA店従業者及び同業他社の従業者の供述により認められる上、雇用保険の被保険者記録において、資格取得日が昭和 52 年 9 月 22 日、離職日が 56 年 8 月 25 日と記録されていることが確認できる。

しかし、昭和 52 年 9 月 1 日以降のB株式会社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に申立人の氏名の記載が認められない上、記録に欠番及び訂正等の痕跡は認められない。

また、当該名簿において、氏名が記載されていた複数の同僚に照会した結果、同僚の一人から「B株式会社は、全国各地のデパートに販売担当者を派遣するためそれぞれの地域で採用し、売場に派遣していたので、別のデパート等に働いている同僚の名前は分からない。また、採用されるときにB株式会社の担当者から、失業保険は控除額が少ないので強制加入だが、厚生年金保険料は控除額が多く、給料の手取額が少なくなるので加入は任意だと言われ、加入の手続をとった。」と供述していることから、当該事業所において、申立人以外にも、厚生年金保険被保険者資格を取得していない従業者が複数存在していることがうかがえる。

申立人も、ほかのデパートに誰がB株式会社から派遣されていたか分か

らないとしており、B株式会社の従業者間における交流が無いため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、同僚からの供述を得ることができず、申立人の給与から、事業主によって厚生年金保険料の控除がされたか否か確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時はD区に居住し、歯医者に通った記憶がある。当時は国民健康保険だったかもしれない。」と供述していることから、申立期間当時における国民健康保険加入記録について確認したが、当該記録の保存期限が過ぎていたため、E区役所に保存されていないことから国民健康保険被保険者であったか否かは確認ができない。

一方、申立人が通った歯科医院は、申立人が同医院の所在地及び名称について記憶が無く、当該医院において使用した健康保険証の確認もできず、政府管掌健康保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情も認められない。

加えて、B株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、かつ、破産しており、申立人の同社における勤務状況及び保険料控除について、破産管財人は申立期間当時の人事記録や給与関係書類が現存しないため、申立人の厚生年金保険料の控除を確認することができないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。